

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和6年4月16日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務名
山口県みほり学園施設整備基本計画策定業務
- (2) 業務内容
実施要領及び仕様書による
- (3) 履行期間
契約日の翌日から令和7年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項に規定する者ではないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「99 その他」のうち「18 計画策定・計画策定支援」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) この手続の開始の日から提案書の提出期限までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 児童福祉施設等の新築に係る基本構想、基本計画、基本設計又はこれらに類似するものの策定業務を平成26年4月1日以降に元請け（JV含む）として受託しかつ履行した実績を有する者であること。

3 実施要領等の配布

(1) 場所

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

掲載URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/52/252333.html>

タイトル 「山口県みほり学園施設整備基本計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

(2) 日時

令和6年4月16日(火)午前9時から令和6年5月1日(水)午後4時まで

4 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。ただし、持参以外の場合は、到着又は受信を確認すること。

(2) 提出先

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（山口県山口市滝町1-1）

(3) 受領期限

令和6年5月1日（水）午後4時まで（必着）

(4) 提案書提出要請者の選定及び通知（第一次審査）

参加表明書を提出した者について、「山口県みほり学園施設整備基本計画策定業務委託審査委員会」が第一次審査評価基準に基づいて審査し、提案書の提出を要請する者を3者選定する。ただし、同評価の提出が3者を超えて存在する場合はこの限りではない。

また、参加者が3者以下の場合は、参加資格を有する全参加者に提案書の提出を要請する。

5 提案書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送の場合は到着を確認すること。

(2) 提出先

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課（山口県山口市滝町1-1）

(3) 受領期限

令和6年5月30日（木）午後4時まで（必着）

6 審査

審査は、「山口県みほり学園施設整備基本計画策定業務委託審査委員会」において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

(1) 提案書類の提出は、1者につき1件とする。

(2) 書類の作成等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書については返却しないものとする。また、提出された提案書の訂正、差し替えは認めない。

(4) この手続の開始後に、2（2）に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和6年4月23日（火）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(6) 詳細については、山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課に問い合わせること。

（電話：083-933-2731、電子メール：a11800@pref.yamaguchi.lg.jp）